

青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第三十一号)の一部改正【第七条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>(安全計画の策定等)</u> 第七条の二 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p>
<p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p>
<p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p>
<p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[追加]</p>	<p>【安全計画の策定等の義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第七条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>	<p>[追加]</p>	<p>【児童の所在確認の義務化】</p>
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u> 第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>[追加]</p>	<p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p>
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	<p>[追加]</p>	<p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p>
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>[追加]</p>	<p>【業務継続計画の策定等の努力義務化】</p>
<p>(衛生管理等) 第十三条 〔略〕</p>	<p>(衛生管理等) 第十三条 〔略〕</p>	<p>【衛生管理研修等の努力義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>附則</u> [略] ※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	